

広島県告示第四百六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団公仁会 槇殿順記念病院	広島市西区横川新町八番 二一号	平成三二年八月二日	更新